

吉野ヶ里町の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
H29年度	16,174人	8,146,749千円	192,280千円	1,179,468千円	14.5%	13.8%

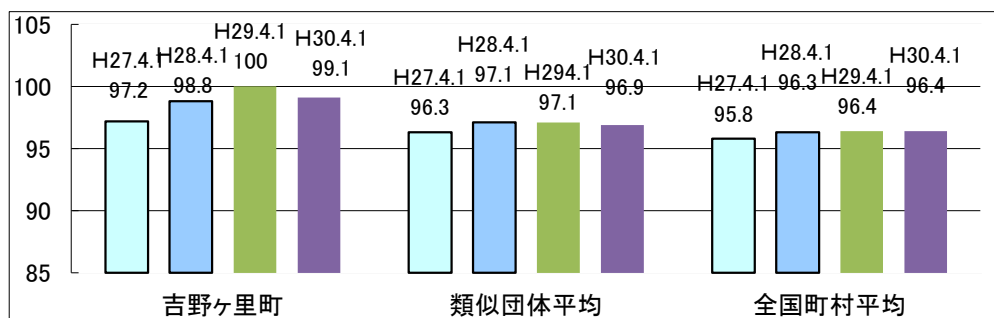
(注) 1 人件費には、特別職(町長、議員など)に支給される給料、報酬などを含む。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
H29年度	131人	485,810千円	66,875千円	188,013千円	740,698千円	5,654千円	5,754千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3)ラスパイレ指数の状況



(注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与実態調査において、経験年数階層区分が10年以上では5年きざみになっており、経験年数階層内における職員の分布が変わったため。

(4)給与改定の状況

本町は人事委員会を設置していないので省略します。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し [実施]
実施内容 (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) ・ 一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
・ 平均0.1%減
・ 給料表の改定により減額になる者…現給補償を2年間行う

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吉野ヶ里町	39.3 歳	296,136 円	334,913 円	317,418 円
佐賀県	42.4 歳	326,844 円	394,579 円	352,922 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.6 歳	307,244 円	357,271 円	336,948 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区分	吉野ヶ里町	佐賀県	国
一般行政職			
大学卒	171,500 円	179,800 円	179,200 円
高校卒	149,600 円	147,100 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職				
大学卒	239,800 円	317,100 円	378,300 円	387,400 円
高校卒	214,400 円	290,600 円	368,800 円	380,400 円

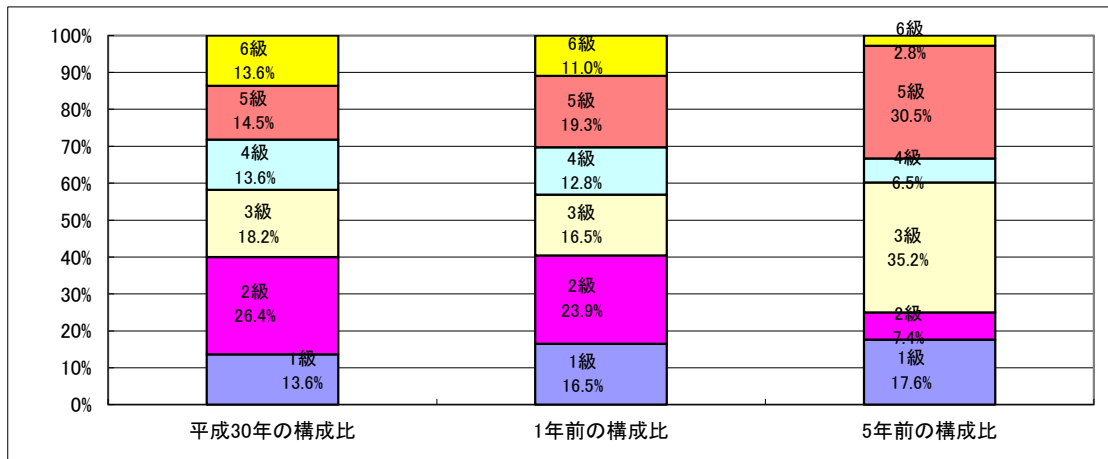
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(30年4月1日現在)

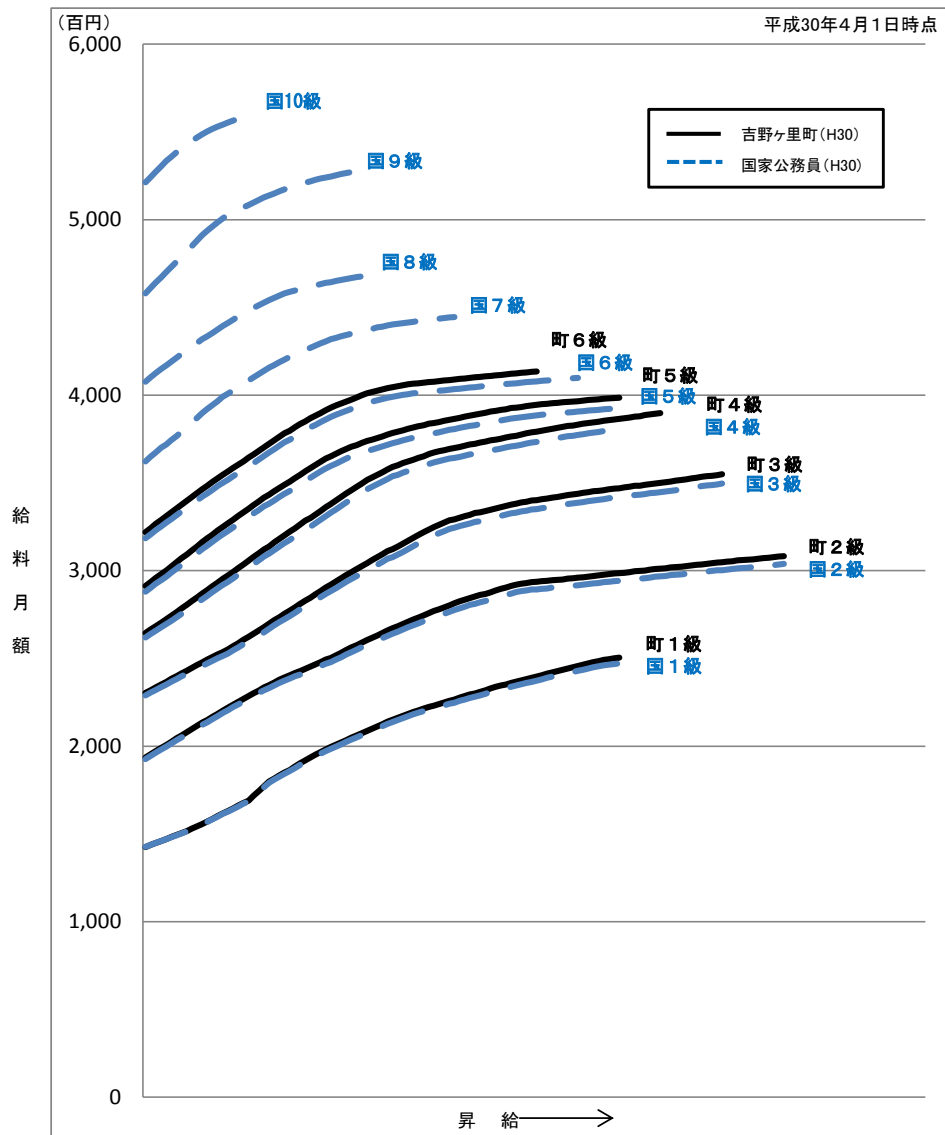
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、局長、参事の職務	15 人	13.6 %
5級	課長、局長、参事、副課長の職務	16 人	14.5 %
4級	係長、主幹の職務	15 人	13.6 %
3級	係長、主査の職務	20 人	18.2 %
2級	主任主事の職務	29 人	26.4 %
1級	主事	15 人	13.6 %

(注) 1 吉野ヶ里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(30年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般行政職)

吉野ヶ里町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,671 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～15%	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

吉野ヶ里町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
※定年前早期退職特例措置 2～20%加算			※定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 11,142 千円					

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	298千円	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	11,912円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		17.24%		
		手当の種類(手当数)		
		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度)	支給単価
税務手当	事務に従事した職員	町税の賦課・徴収に関する事務に従事	244,800円	月額1,700円
感染症防疫作業手当	作業に従事した職員	感染症防疫作業に従事	0	日額1,000円
死体処理作業手当	作業に従事した職員	死体処理作業に従事	0	日額5,000円
行旅死亡人取扱手当	作業に従事した職員	行旅死亡人の取扱作業に従事	0	日額1,500円
動物死体処理手当	作業に従事した職員	動物死体処理作業に従事	53,000円	日額1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	23,898千円	職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	168千円
支給実績(28年度決算)	24,302千円	職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	174千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	1人当たり平均支給年額
扶養手当	・子：10,000円 ・子以外：6,500円 ※特定期間(16～22歳)にある子：1人につき5,000円加算	同	—	15,120千円	240,000円
住居手当	・借家、借間：(支給限度額)月額27,000円 ・持家(新築、購入から5年間)：月額2,500円 ※持家の手当は平成21年12月より廃止	同	—	8,542千円	275,559円
通勤手当	・自家用車等利用者(片道2km以上)： 距離区分により月額2,000～24,500円 ・交通機関利用者：(支給限度額)月額55,000円	同	—	4,941千円	44,917円
管理職手当	・課長：月額43,000円 ・参事：月額33,300円	異	定額	9,455千円	497,621円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	750,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000円 / 266,000円
	副町長	600,000円	700,000円 / 468,000円
報酬	議長	310,000円	420,000円 / 230,000円
	副議長	250,000円	360,000円 / 180,000円
	議員	233,000円	345,000円 / 157,000円
期末手当	町長	(29年度支給割合) 3.30月分	
	副町長	(29年度支給割合) 3.30月分	
退職手当	町長	(算定方式) 750千円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 1,500万円 (支給時期) 任期毎
	副町長	600千円×在職年数×294/100	705.6万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)務めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

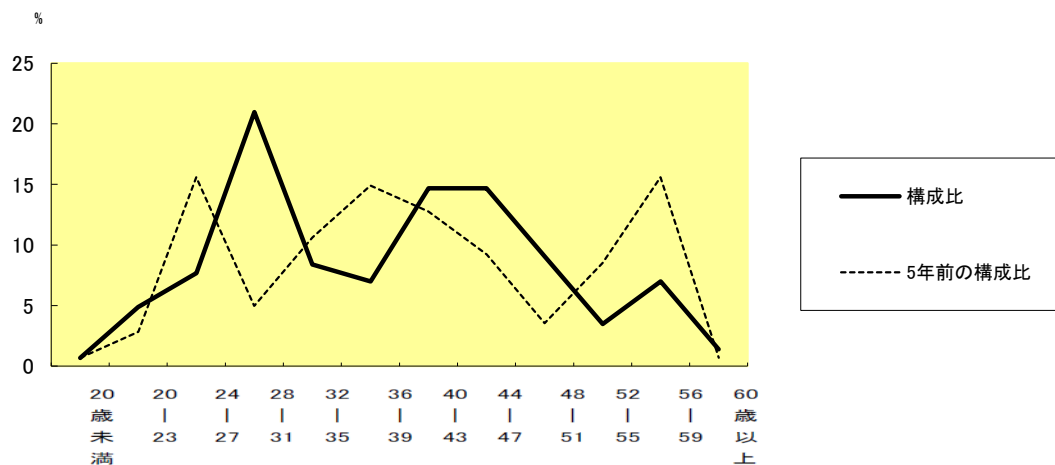
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	39	40	1	病休に伴う総務課付職員の増(1)
		税務	11	12	1	育休に伴う欠員補充による増(1)
		農林水産	9	9	0	
		商工	5	5	0	
		土木	11	11	0	
		民生	20	21	1	業務内容の増加等に伴う増(1)
		衛生	10	9	▲1	退職予定による職員増の解消に伴う減(▲1)
	小計	107	109	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.39人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.21人)	
	教育部門	24	23	▲1	業務内容の縮小に伴う減(▲1)	
小計	131	132	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.61人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.62人)		
公営企業等	簡易水道	1	1	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	8	8	0		
	小計	11	11	0		
合計		142	143	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.41人	
		[157]	[157]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	11人	30人	12人	10人	21人	21人	13人	5人	10人	2人	143人



(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	107	104	108	106	107	109	2(1.9%)
教育	22	23	21	22	24	23	1(4.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計	129	127	129	128	131	132	3(2.3%)
公営企業等会計	12	12	11	12	11	11	▲1(▲8.3%)
総合計	141	139	140	140	142	143	2(1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。